



平成17年度筑後市老人保健特別会計補正予算（第2号）
【全員賛成 原案可決】
「老人医療費対策モデル支援事業」を実施するためのものです。

その他の案件

平成17年度筑後市介護保険特別会計補正予算（第2号）
【全員賛成 原案可決】
10月から介護保険法が改正されることによるものであります。

平成17年度筑後市病院事業会計補正予算（第2号）
【全員賛成 原案可決】
在宅介護支援センターの給与費を増額補正するものです。

平成17年度筑後市公営企業会計決算の認定について
【全員賛成 認定】
市立病院会計と上水道事業会計の決算を認定するのですが、16年度の市立病院会計が1億2,000万円の赤字になつたことに対し質疑が行われました。赤字の原因が説明されるとともに、今後の病院の経営方針等が示され、認定されました。

市道路線の認定変更について
【全員賛成 原案可決】
県営筑後広域公園の工事の進捗に伴うもの等、5路線の起点・終点等の変更です。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増減について（2議案）
【全員賛成 原案可決】
市町村合併に伴うものであります。
平成17年度筑後市水道事業会計補正予算（第1号）
【全員賛成 承認】
企業債の借り換えを行うものです。
専決処分の承認について（平成17年度筑後市一般会計補正予算（第3号））
【全員賛成 承認】
衆議院選挙が実施されたことに伴い、約1,600万円を補正したものです。
〔編集部注〕
11月13日に市議会議員補欠選挙が実施されました
が、今回可決した条例が適用されるのは、平成19年に行われる予定の市議会議員一般選挙からです。これは地方自治法第91条によるものです。

議員提出議案

ました。

地方自治法第91条
第1項
市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

第4項
第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行つことができない。

筑後市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例制定について
【修正案賛成多数可決】
〔修正部分を除く原案賛成多数可決〕
3月議会で提案され2度「継続審査」となつていましたが、提案の「16人」を「19人」とする修正案が提出され、これに対して「議員1人あたりの報酬を減額してでも、現在の定数を維持すべき」という反対討論が行われました。修正案は採決の結果可決され、その後、修正部分を除いた原案を賛成多数で可決しました。

意見書

⑨月定例会

会期日程
9日 開会

会期の決定
諸般の報告
議案上程
提案理由説明

市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行つことができない。

10日～11日	休会
12日	考案日
13日	考案日
14日	一般質問
15日	一般質問
16日	一般質問
17日～19日	休会
20日	追加議案上程 提案理由説明 議案質疑 陳情書委員会付託
21日	休会
22日	付議案件審査
23日～26日	休会 委員会審査報告 議案討論採決
27日	追加議案上程 提案理由説明 質疑応答・討論採決 会議録署名議員指名

閉会